

平成31年第4回総会

# 山武市農業委員会会議録

平成31年4月5日 開会

平成31年4月5日 閉会



平成31年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成31年4月5日（金）午後3時00分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸  
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について
- (7) 平成31年度山武市農作業別標準賃金（案）について
- (8) 農業委員会選出役職員について

農業委員 出席委員（17名）欠席委員（0名）

農地利用最適化推進委員 出席委員（19名）欠席委員（1名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから平成31年第4回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長 今日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ございます。

4月に入りまして2回目ということで、ほんとうにお忙しい中ですが、また、農作業もこのところ、随分田んぼが青いところから茶色になってきたところでございます。天候も非常に朝晩冷えたりして、何か水稻の苗の生育があまりよくないようですけれども、また、今日も非常に強い風が吹いておりますので、農作物草の管理に十分当たっていただきまして、これから大変忙しい時期になりますので、どうぞ体に気をつけていただきまして、農作業を進めていただきたいと思います。

今日は、また、案件等につきまして、慎重審議をお願いいたします。挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

- 日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について  
日程第10 議案第7号 平成31年度山武市農作業別標準賃金(案)について  
日程第11 議案第8号 農業委員会選出役職員について

平成31年4月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

---

**事務局長**

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

**議長**

これより平成31年第4回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号3番佐藤委員、議席番号4番林委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解約通知について、事務局からの報告を求めます。

**事務局長**

総会資料の4ページから6ページをご覧くださいと存じます。通知があった件数は7件でございます。

番号1は、中間管理事業の配分計画の解約、番号2から番号5及び番号7は、利用権の解約、番号6は、農地法第3条

の使用貸借の解約でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

---

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。  
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 申請地区担当推進委員の堀越です。  
議案第1号1番について説明いたします。この申請は、所有権移転です。

譲受人においては贈与、譲渡人にとっては相続により取得したのですが、耕作できないためです。

譲受人は取得した農地で米を作付いたします。

ということで、地区といたしまして、全く問題はございません。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員からの補足説明等を求めます。

林委員 議席番号4番、林でございます。

ただいま堀越さんがお話ししたとおり、何ら問題ございません。譲受人、譲渡人と権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可することに決定します。  
議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 申請地区担当委員の菊池です。第1号議案の2番についてご説明します。  
譲渡人が相続で畑を取得しましたが、農家ではないためできないので、今回の譲受人が新規就農ということで、野堀と川崎の間のほぼ2haほどの畑なんですが、誰も耕作せず、遊休農地になっております。  
意欲のある者なので、よろしく願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号17番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木(伸)委員 議席番号17番、鈴木と申します。  
新規就農ということで、新規就農することはよいことだと

と思いますが、ブルーベリーをやるということで、ブルーベリーは結構大変な仕事じゃないかなと思っております。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

皆さん、よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

**議長** 挙手多数。本件については許可することに決定します。

---

#### ◎議案第2号

**議長** 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号について説明する。

(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

**伊藤推進委員** 地区担当推進委員の伊藤です。議案第2号の番号1について説明します。

これは以前、農地贈与の申請が出た案件でして、家が狭いため、家族がばらばらに住んでいるという状態のため、きち



んと家を建てて一緒に住むことになっているところです。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。  
専用住宅の建築でありまして、不許可の例外規定の適用が可能であります。  
したがって、農地法第5条第2項、農地法施行令第11条第1項第2号のイ及び農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可相当と思われますので、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
議案第2号、申請番号1について許可相当として意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

---

### ◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、平成31年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありましたので、この議案に関しては一

括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
利用権設定等個人別明細の番号1から22について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定いたします。

---

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。  
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。  
農用地利用配分計画番号1から10に関する意見について、

原案のとおり意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。  
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
議案第5号、番号1から3及び16について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤(英)推進委員 申請地区担当推進委員の齋藤です。  
番号1番、島地区、家族3人でネギ、水稻を生産して頑張っております。  
続きまして、2番、成東地区、水稻を家族3人で生産しております。  
番号3、島地区、家族2人でネギ、水稻を生産しております。  
続きまして、16番、島地区、家族3人でネギ、水稻を生産して頑張っております。  
どうぞよろしく申し上げます。

議長 次に、議案第5号、番号4から13について、地区担当推進委員の今関委員からの説明を求めます。

今関(良)推進委員 申請地区担当推進委員の今関です。4番から12番までが更新でございます。13番が新規でございます。

まず、4番の申請者からご説明します。家族2人でネギと水稲を生産しております。ネギについてはセル苗、または乗用の収穫機を使いまして、省力を図って頑張っております。

5番の申請者について説明します。家族4人で同じくネギと水稲を生産して、同じくネギについては乗用の収穫機や防除機等を導入されて、省力に努めております。

6番目について説明します。家族2人で主に水稲、また、露地野菜はネギ、緑海は大体水稲とネギが主なものですから、それで頑張っております。

7番目については親子でございます。家族3人でネギと水稲を生産して、息子さんのほうは結婚しまして、家族が増える予定で、今、頑張っております。

8番目の申請者について説明します。家族2人でネギと水稲、主に旦那さんが水稲で、奥さんのほうがネギを生産して頑張っております。

続きまして、9番目の申請者について説明します。家族2人、本人と妻で、土づくりに熱心な方で、堆肥等を入れてまして生産性や収量を上げて頑張っております。

10番目について説明します。この方はネギ、トマト、水稲、施設野菜も取り入れて、家族2人とパートさんを雇いながら頑張っております。

11番目について説明します。主にネギを家族4人で生産して頑張っております。

12番目について説明します。露地野菜、水稲。露地野菜についてはトウモロコシ、ソラマメを家族2人で頑張って生産しております。

13番目について。新規で、この方は5年前に会社をやめまして、両親の後を継いで、今、ネギと施設野菜、水稲を生産して頑張っております。

以上になります。よろしく申し上げます。

**議長**

次に、議案第5号、番号14について、地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

**川村推進委員**

申請地区担当推進委員の川村です。  
それでは、14番についてご説明いたします。

14番につきましては露地野菜のネギ、水稻を家族5人で栽培、経営しております。息子さんが就農いたしまして2年目を迎えて大変頑張っている状況でございます。

農業経営のほうも機械化を進めて、収穫機、排水の補助機などを利用して省力化を図っております。

よろしく願いいたします。

**議長**

次に、議案第5号、番号15及び17について、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

**菊池推進委員**

申請地区担当推進委員の菊池です。

15番目ですが、イチゴを農協出ししております。家族3人で夜冷装置等を使うと収穫期が早まるので、それで頑張っています。

17番目は親子に変更しました。家族4人で水稻を主に頑張っています。

よろしく願いします。

**議長**

次に、議案第5号、番号18について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

**廣口推進委員**

申請地区担当推進委員の廣口です。18番目についてご説明いたします。

更新であります。家族と、あと常時雇用の従業員がいて、水稻、ネギを経営して、水稻につきましては規模拡大を考えております。

よろしく願いします。

**議長**

次に、議案第5号、番号19、20及び21について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

**高橋推進委員**

申請地区担当推進委員の高橋です。

19番、現在、水稻を主体に大型機械等を導入し省力化を図ってやっております。

20番、家族4人で露地野菜と水稻を主体に、大型機械を導入して省力化を図っており、家族経営協定を結び、役割分担

を重視して頑張っております。

21番、家族3人、露地野菜と水稻を中心に、雇用を増やし、機械化により効率のよい経営を図っております。

どうぞよろしく申し上げます。

**議長**

次に、議案第5号、番号22について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

**布施推進委員**

申請地区担当推進委員の布施です。

22番、上横地地区、更新です。施設野菜、水稻で、家族3人で施設野菜と水稻を生産していきまして、パート維持のため規模拡大を考えて頑張っています。

よろしく申し上げます。

**議長**

次の議案第5号、番号23についてですが、地区担当推進委員の小川委員が本日は欠席しておりますので、隣接地区の推進委員、川島委員からの説明を求めます。

**川島推進委員**

隣接地区推進委員の川島です。

23番、更新です。主な主要作物はネギと水稻になります。現在、本人と母の2人で露地野菜と水稻の生産を行っております。今後、機械の導入によりまして作業の効率化を図り、ネギの栽培面積を拡大するということです。

非常に伸びしろのある人間ですので、ひとつよろしく申し上げます。

**議長**

次に、議案第5号、番号24及び25について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

**石橋推進委員**

申請地区担当推進委員の石橋です。24番の説明をいたします。

資料には作物に西瓜とありますが、現在は施設野菜で春人参とトマト、露地野菜のほうはネギと秋冬人参をつくっております。年齢も若いですし、当地区としては若手のホープだと思っております。どうぞよろしく申し上げます。更新です。

次に25番、この方も更新でございます。施設野菜ではスイカ、それから、露地野菜では秋冬人参と落花生、それと水稲です。家族2人で頑張っていております。

よろしく申し上げます。

議長

次に、議案第5号、番号26及び27について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員

申請地区担当推進委員の加藤です。

26番でございますが、酪農と水稲で農業経営をしております。

27番につきましては、緑化樹と水稲を主にやっています。よろしく申し上げます。

議長

次に、議案第5号、番号28について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木（英）推進委員 申請地区担当推進委員の鈴木です。

28番、更新でございます。施設野菜と路地野菜、水稲を営しております。施設野菜はミニトマト、露地はネギ、トウモロコシを妻と2人で頑張っております。

この地区、高齢で農業生産者が減る中、大変意欲的に、面積もこれからミニトマトなど増やして頑張っていくようです。よろしく願いいたします。

議長

次に、議案第5号、番号29について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。番号29について説明いたします。

新規です。平成12年に梨の苗を植えて、公務員と兼業で今までやってきたのですが、定年を期に認定農業者となり、これから、機械化と規模拡大を奥さんと娘と3人で図っていくということです。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員等からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第5号番号1、番号3から17及び番号19から29番について採決いたします。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案第5号番号2について採決しますが、この案件は議席番号12番井野委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、井野委員の退室を求めます。

(井野委員 退室)

議長 それでは、議案第5号番号2について採決します。  
本件については原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。  
本件については原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。  
井野委員の入室を許します。

(井野委員 入室)

議長 ここで議事の都合により暫時休憩します。

(暫時休憩)

職務代理者 では、再開します。



議案第5号番号18を採決しますが、本件につきましては鈴木会長に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第5条の規定により、職務代理者が議長を代行して進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

本件についての採決が終了するまでの間、鈴木会長の退室を求めます。

(鈴木会長 退室)

職務代理者

それでは、採決いたします。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。

本件につきましては原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定いたします。

鈴木会長の入室を許します。

(鈴木会長 入室)

職務代理者

以上で議長の職を退かせていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長

再開いたします。

---

#### ◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

本件について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

**山下推進委員** 地区担当推進委員の山下です。番号1について説明いたします。

こちらの方は研修を経て、私どもの地元で始めて、農家を本格的にやるまで丸2年。昨年奥さんをお願いしまして、2人で行っております。

主な売物なんですけれども、70種類程度の野菜をつくって宅配ボックス、あと、問屋さん等に業務用で里芋、ショウガ、落花生等を出荷しております。こちらの業務用のほうがかなりこのところ伸びております。野菜セットのほうはちょっと伸び悩んでおりますので、近所の農家さんからやめろと言われていたんですけども、今のお客さんを大事にしたいということで、まだもう少しは続けていきたいということです。

売り上げ目標はこれから2人で頑張っってやっっていこうということで、目標どおり届くと思います。

よろしくお願ひします。

**議長** 事務局及び担当地区推進委員からの説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎議案第7号

**議長** 日程第10、議案第7号、平成31年度山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第7号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの原案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
本件について、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第8号

議長 日程第11、議案第8号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局長 総会資料の64ページをお開き願いたいと存じます。  
任期満了に伴う農業委員の改選に伴いまして、農業委員でなくなった方々にお骨折りをいただいていた役職員が欠員となっている状況でございます。欠員となった役職員について、今回、選出をお願いするものでございます。

役職員の内、継続して農業委員となられた方につきましては、各役職の任期まではお骨折りいただくものと想定しているところでございます。

農業再生協議会委員については2名、地籍調査推進委員会委員、そして、景観審議会委員及び総合計画審議会委員でそれぞれの1名の欠員が生じている状況でございます。計5名の役職員の選出をお願いするものでございます。

なお、地籍調査推進委員会委員については山武地域の農業委員さんに、そして、景観審議会委員については女性の農業委員さんに、総合計画審議会委員については会長にそれぞれお願いしたい旨の依頼が来ているところでございます。

説明は以上でございます。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
本件について、どのように選出したらよろしいか、ご意見を伺います。

今関（孝）委員 事務局の案はないのでしょうか。

議長 今関委員から、事務局に案はないかというご意見でございます。

事務局の案という声がありましたので、事務局のほうから指名することとしてよろしいかお諮りいたします。

（異議なし）

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、ご異議ないものと認め、事務局の案をもって指名させていただきます。

事務局からの説明を求めます。

事務局局長 事務局の案について説明申し上げます。

前任の選出状況を見ますと、当時の会長、職務代理者及び会計等の役職についている方々を中心に選出されている状況でございます。

従前の例にならしまして、今回の役職員の選出に当たりましても、本会の会長、職務代理者、会計の方々にお願いできればと考えているところでございまして、1番の山武市農業再生協議会委員には会長の鈴木委員と職務代理者の齊藤委員に、2番の地籍調査推進委員会委員には会計の佐藤委員に、3番の山武市景観審議会委員には会計の三橋委員に、4番の山武市総合計画審議会委員には会長の鈴木委員にそれぞれお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長                    ただいま、事務局から説明のあったとおり選出させていただきますので、皆さんよろしく願いいたします。

---

◎その他

議長                    以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。  
                              その他の件について、皆様から何かご意見等あればお伺いいたします。

---

◎閉 会

議長                    なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
                              次回の総会は、5月7日火曜日、車庫棟2階、第6会議室を予定しておりますので、ご参集のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

